会員になっていただけませんか

**NPO法人　なみき福祉会からのお願い**



**ささえあってすごせるまちをめざして**

　NPO法人なみき福祉会は障がいのある方が、住みなれた地域で支え合ってともにすごせる社会をめざして、2005年3月に活動を開始しました。

　知的障がい者のグループホームや通所施設の開設。外出の支援、様々な相談といこいの場としのスペースなど、ささえあってすごせる町づくりに取り組んでいきたいと思っています。

　会員、賛助会員としてみなさまのご支援を心からお願いいたします。

特定非営利活動法人なみき福祉会

理事長　石井 ツタ代

な*みき福祉会　定款　(抜粋*)

第２章 会 員

（種 別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
2. 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体

（入 会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 継続して１年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

（退 会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

1. この定款に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金及び会費の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費は、返還しない。

会費

①　　正 会 員（個人・団体）年額　　　３０００円

② 　 賛助会員（個人・団体）年額　一口１０００円

（一口以上）

領　収　書

（　　　　　　　　　　　　）様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**正会員　賛助会員**　として会費年間　　　　　　円を受け取りました。　係サイン（　　　　　　　　　　）

✄

NPO法人なみき福祉会定款に基づき、会員の申し込みをします。　（NO.　　　　　　）　　　　年　　月　　日

正会員は総会に出席でき、議決権があります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **正会員　　賛助会員** |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 携帯電話番号 |  |
| e-メール |  |